



土地と住まい

■ 市が管理している住宅

市が管理している住宅は①「市営住宅」、②「特定公共賃貸住宅」、③「定住化促進住宅」、④「大町借上住宅」の4種類です。それぞれ、適用となる法令、入居資格、家賃などに違いがあります。

なお、それぞれの住宅に、入居の申し込みに当たって必要な資格(入居資格)があります。詳しくは市役所都市計画課へお問い合わせください。

市営住宅

市営住宅は、公営住宅法に基づいて建設された「住宅に困窮する低額所得者」を対象にした住宅です。

特定公共賃貸住宅

「特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律」に基づいて建設された「中堅所得者」のかたを対象にした住宅です。

定住化促進住宅

市内に定住を希望する立地企業の従業員等を対象にした住宅です。

大町借上住宅

中心市街地の定住化を促進し、賑わいと魅力を創出するため、旧市営大町住宅跡地に民間資本により建設された6階建ての建物で、2階から6階の住宅部分を本市が借り上げて運営するものです。

お問い合わせ 建設部都市計画課 管理係 ☎43-7081

■ 一定面積以上の土地取引には届け出が必要です

国土利用計画法では、土地の投機的取引や地価の抑制をするとともに、適正かつ合理的な土地利用の確保を図るため、土地取引について届け出制を設けています。

■一定の面積以上の土地の取引を行う場合、土地の権利取得をされたかたは契約締結の日を含む2週間以内に届け出が必要です。

一定面積以上とは

- ・都市計画区域内…5,000㎡(1,515.2坪)以上
- ・都市計画区域外…10,000㎡(3,030.4坪)以上

届け出の必要な土地取引の種類

・売買・入札・保留地処分・共有特分の譲渡・営業譲渡・譲渡担保・代物弁済・交換・形成権(予約完結権、買戻権等)の譲渡・地上権もしくは貸借権の移転または設定(権利金等一時金の授受のある場合)

※これらの契約の停止条件付契約、解除条件付契約および予約契約についても届け出が必要です。

ひとまとまりの土地(一団の土地)の取引で複数の契約による場合、個々の契約が一定面積未満であっても一団の合計面積が一定面積以上となる場合には届け出が必要です。

期限内に届け出を行われなかったり、偽りの届け出をしたりすると法律により罰せられることがあります。

お問い合わせ 建設部都市計画課 都市整備係 ☎43-7082

■ 建築物の新築・増改築には「確認申請」を

建築物を新築・増改築されるかたは、工事に着手する前に「建築確認申請」が必要です。市では限定特定行政庁として、住宅等の小規模な建築物の確認業務を行っています。100㎡を超える特殊建築物や大規模な建築物については、従来どおり市を経由して、秋田県北秋田地域振興局建築課で確認を行います。

確認申請の必要な場合

- ・新築 地域、面積、用途に関係なく申請が必要
- ・増改築 床面積が10㎡を超える場合に申請が必要(ただし、防火地域、準防火地域内については面積に関係なく申請が必要)

市の取り扱い業務

建築物：建築基準法第6条第1項4号に掲げる建築物

- 1.特殊建築物(学校、病院、物販店、旅館、共同住宅等)で、その用途に供する部分の床面積の合計が100㎡以下のもの
- 2.木造2階建以下で、かつ延べ面積が500㎡以下のもの
- 3.木造以外の建築物で、平屋建、かつ延べ面積が200㎡以下のもの

工作物：建築基準法施行令第138条第1項に掲げる工作物の一部

- 1.煙突 高さが6mを超え、10m以下のもの
- 2.広告塔 高さが4mを超え、10m以下のもの
- 3.擁壁 高さが2mを超え、3m以下のもの

建築確認等の申請手数料

延べ面積によって異なります。市で確認する建築物、工作物については現金で、秋田県北秋田地域振興局建築課で確認する建築物、工作物については秋田県証紙での納付になります。

区分	確認	完了検査	
床面積の合計	30㎡以内	7,000円	14,000円
	30㎡超100㎡以内	13,000円	17,000円
	100㎡超200㎡以内	20,000円	23,000円
	200㎡超500㎡以内	26,000円	31,000円
	500㎡超1,000㎡以内	46,000円	51,000円
	1,000㎡超2,000㎡以内	63,000円	73,000円
	2,000㎡超	180,000円	180,000円
建築設備	9,000円	13,000円	
工作物	8,000円	9,000円	

※国・県等の建築物・建築設備または工作物に関する計画通知および完了通知については手数料は徴収しません。

建築物解体の届け出

建設リサイクル法の施行により、80㎡以上の建築物の解体は分別解体と再資源化等が義務付けられ、『届出書』の提出が必要です。市の取り扱い範囲は建築確認申請と同様に、建築基準法第6条第1項第4号に掲げる建築物です。

特定生活関連施設の協議

『秋田県バリアフリー社会の形成に関する条例』の施行により、





まちづくり

施設を新築等する場合は、用途や規模により建築確認申請と併せて『特定生活関連施設協議書』の提出が必要です。市の取り扱い範囲は建築確認申請と同様に、建築基準法第6条第1項第4号に掲げる建築物です。

お問い合わせ 建設部都市計画課 建築指導係 ☎43-7083

■ リフォーム相談窓口をご利用ください

市では悪質な住宅リフォームによる被害を防止するため、「リフォーム相談窓口」を設置していますので、お気軽にご利用ください。

- 相談内容**
1. トラブル防止のための留意点のアドバイス
 2. トラブルになった際の専門相談機関の紹介など
 3. 耐震診断・改修のアドバイス
 4. 耐震改修講習会受講修了者名簿の閲覧
 5. 各種支援・助成制度

リフォーム相談窓口は、市役所都市計画課(比内総合支所庁舎1階)に設けています。年末年始を除く、平日の午前8時30分から午後5時15分まで相談を受け付けています。

お問い合わせ 建設部都市計画課 建築指導係 ☎43-7083

■ がけ地近接危険区域からの住宅移転

豪雨、洪水、地すべり、地震、なだれ等の天災によるがけ地の崩壊により人命に危険を及ぼすおそれのある区域から住宅を移転するときは助成制度があります。

対象 秋田県建築基準条例による既存不適格住宅のうち、被害防止または適正な防災工事のできない区域にある住宅を他に移転しようとするとき。

補助金 住宅の撤去費、建築費、土地費等によって異なりますので、詳しくはお問い合わせください。

お問い合わせ 建設部都市計画課 建築指導係 ☎43-7083

■ 住居表示

住居表示とは、街を道路、鉄道、河川、水路等の恒久的な施設で区画し、町名、街区符号、住居番号を用いて住居をわかりやすく表示するものです。

住居表示対象区域

有浦一丁目～六丁目・幸町・根下戸町・赤館町・清水一丁目～五丁目・根下戸新町・青葉町・城西町・東台一丁目～七丁目・泉町・水門町・美園町・御成町一丁目～四丁目・住吉町・御坂町・片山町一丁目～三丁目・常盤木町・南神明町・北神明町・中道一丁目～三丁目・餅田一丁目～二丁目・小館町・中神明町・豊町
住居表示対象区域で新築される場合は、土地の地番をそのまま住所として使えませんので、「新建築物等届出書」を建築確認申請の際に市役所都市計画課に提出していただくか、市民課にお早めに提出してください。なお、間違えて土地の地番をそのまま住所として使うと、後日、住民登録や不動産、商業登記等の訂正に余分な経費と時間がかかることになります。

住居表示と地番の違い

(イ)大館市〇〇五丁目523番地10

(ロ)大館市〇〇五丁目10番1号

これらは「番地」が違うので場所も異なるだろうと思いがちですが、実は同じ場所です。(イ)は「土地」を特定する「地番」、(ロ)は「住居」を特定する「住居表示」の番号で、日常手紙のやりとりなどに使用される住所です。住居表示が実施されたところでは、建物に地番とは別の住居番号をつけ住所は「〇番〇号」と(ロ)のように表示されるようになっています。つまり、この番号は「住居」そのものにつけられたもので、「土地」につけられた地番とは異なるものです。もし、法務局に「土地」の登記申請などをする際には(イ)の地番が用いられます。

お問い合わせ 市民部市民課 市民係 ☎43-7042

■ 開発行為には許可を

無秩序な開発行為を防止し、住みよい街づくりを図るために、都市計画区域内において3,000㎡以上、区域外において10,000㎡以上の開発行為には都市計画法に基づいた開発許可が必要です。また、都市計画区域内において1,000㎡以上、区域外において3,000㎡以上の開発行為には市との事前協議が必要です。

お問い合わせ 建設部都市計画課 都市整備係 ☎43-7082

■ 住宅を増改築やリフォームするかに補助します

市内経済の活性化と市民の居住環境の質の向上を図るため、市内業者を活用して住宅をリフォームする市民に対し、補助金を交付します。増改築・リフォーム対象工事費の金額により、市と秋田県では補助内容が異なりますのでご注意ください。

お問い合わせ 建設部都市計画課 建築指導係 ☎43-7083

■ 木造住宅耐震診断と改修に補助金を交付します

地震から身を守るためには、ご自宅の耐震性を知り、必要な耐震改修・補強をすることが大切です。市では市民の皆さんの地震対策を支援するために、耐震診断、耐震改修に補助金を交付します。

お問い合わせ 建設部都市計画課 営繕係 ☎43-7084

■ 秋田杉集成材等需要拡大事業

秋田杉集成材、秋田杉乾燥材を使用して住宅を建築する市民に対し、一定の基準で補助金を交付することにより、秋田杉集成材等の需要拡大と大館市の木材産業の活性化を図る事業です。

補助対象者

延床面積が70㎡以上の木造住宅を、大館市内に新築または増改築し、その住宅に居住する建設主のかた。

お問い合わせ 産業部商工課 商工係 ☎43-7071

道路と公園

■ 道路を占有するとき

道路を一時使用したり、道路敷地に建設用の足場や広告板を立てたり、水道管等を埋設するときなど、やむを得ない場合に限り道路占有の許可をします。占有の許可を受けたときは、原則として占有料を支払わなければなりません。

お問い合わせ

国道7号について

国土交通省 大館国道出張所 ☎49-0321

国道7号以外の国道・県道について

秋田県北秋田地域振興局建設部 ☎0186-62-3114

市道について

建設部土木課 管理係 ☎43-7078

■ 公園の利用について

市内には、都市公園が35カ所とその他田代スポーツ公園、米代川河川緑地、犀川河川公園があります。市民の憩いの場として、また子どもたちの遊び場としてご利用ください。

使用許可について

公園や公園施設を特定のかたが次の目的で使用するとき、許可が必要です。

- ・ 物品の販売、募金、その他に利用するとき。
- ・ 業としての写真、映画またはテレビを撮影するとき。
- ・ 宣伝、興行、競技会、展示会、集会などに使用するとき。
- ・ 上記のほか、各種団体が行事等に使用するとき。

公園一覧表

No.	公園名	所在地	遊具・施設	トイレ	問合せ
1	柳町児童公園	中町地内	ジャングルジム、スプリング遊具、ブランコ、複合遊具、砂場、東屋	●	都
2	駅前児童公園	御成町一丁目地内	鉄棒、砂場	●	都
3	清水堰児童公園	御成町一丁目地内	ブランコ、木製複合遊具、ザイルクライミング、鉄棒、砂場	▲	都
4	昭和児童公園	幸町地内	ブランコ、木製複合遊具、石の山	▲	都
5	中道児童公園	中道一丁目地内	ブランコ、うんてい、複合遊具、木製複合遊具、鉄棒、砂場	●	都
6	御成児童公園	御成町二丁目地内	ブランコ、ザイルクライミング、木製複合遊具、砂場	●	都
7	城西児童公園	城西町地内	ブランコ、ラクダン、うんてい、すべり台	▲	都
8	狐台児童公園	柄沢字狐台地内	ブランコ、うんてい、鉄棒、砂場	▲	都
9	有浦児童公園	有浦六丁目地内	ブランコ、うんてい、シーソー、鉄棒、すべり台、砂場	●	都
10	水門児童公園	水門町地内	ブランコ、コンクリ製複合遊具、砂場	▲	都
11	中道南児童公園	中道二丁目地内	ブランコ、複合遊具、築山(すべり台あり)	▲	都
12	片山三丁目児童公園	片山三丁目地内	ブランコ、うんてい、鉄棒、砂場	▲	都
13	神明児童公園	北神明町地内	ブランコ、複合遊具、砂場	▲	都
14	鉄砲場児童公園	字鉄砲場地内	ブランコ、鉄棒、鉄製複合遊具、のぼり棒、砂場	▲	都
15	松木児童公園	松木字伊勢堂下地内	ブランコ、ジャングルジム、鉄製複合遊具、鉄棒、砂場	×	都
16	前田児童公園	花岡町字前田地内	ブランコ、木製複合遊具、砂場	×	都
17	鳳町児童公園	大茂内字清水地内	ブランコ、鉄棒、すべり台、砂場	×	都
18	釈迦内児童公園	釈迦内字上大留地内	ブランコ、鉄製複合遊具、木製複合遊具、砂場	×	都
19	長岡児童公園	比内町扇田字長岡地内	東屋	▲	都
20	伊勢堂児童公園	比内町扇田字伊勢堂地内	ブランコ、シーソー、うんてい、鉄棒、砂場	▲	都
21	大森野街区公園	花岡町字大森野地内	ブランコ、鉄棒、すべり台	×	都
22	古片山下街区公園	美園町地内	ブランコ、複合遊具、ロッキング遊具、健康遊具	×	都
23	扇田ふれあい公園	比内町扇田字南扇田地内	ブランコ、木製複合遊具、鉄製複合遊具、スプリング遊具、砂場、東屋、テニスコート、野外ステージ	▲	ス





まちづくり

No.	公園名	所在地	遊具・施設	トイレ	問合せ
24	大館運動公園	字大館地内	野球場	▲	ス
25	樹海公園	上代野八幡岱地内	芝生広場、体育館、遊具広場	▲	ス
26	達子森公園	比内町達子字前田野地内	木製複合遊具、スプリング遊具、バスケットリング、野球場、芝生広場、東屋	▲	ス
27	長根山運動公園	字東台地内	野球場、陸上競技場、テニスコート、東屋	▲	ス
28	十瀬野公園墓地	花岡町字長森地内		▲	市
29	小柄沢墓園	柄沢字小柄沢地内	東屋、(菅浦園)	▲	市
30	桂城公園	字中城地内	ブランコ、スプリング遊具、複合遊具、ザイルクライミング、砂場、野外ステージ	▲	都
31	高館公園	釈迦内字高館下地内	管理棟、テニスコート、シェルター、器具庫、遊具広場、東屋	▲	ス
32	長木川河川緑地	片山字中道他	管理棟、テニスコート、ゲートボール場、芝生広場、デイキャンプ場、おまつり広場、白鳥広場	注	都
33	扇田地区米代川河川緑地	比内町扇田字押切地先	芝生広場、運動広場	●	都
34	二ツ山総合公園	餅田一丁目地内	幼児用すべり台、うんてい、ローラーすべり台、管理棟、テニスコート、多目的運動広場	▲	ス
35	犬都記念公園	釈迦内字上大留地内	ドッグラン	▲	都
36	犀川河川公園	比内町新館字八幡下地内	野球場、広場	×	都
37	田代スポーツ公園	岩瀬字上岩瀬塚の岱地内	ローラーすべり台、鉄製複合遊具、スプリング遊具、野球場、テニスコート、多目的運動場、オートピクニック、アドベンチャー広場	▲	ス
38	外川原地区米代川河川緑地	外川原字前田地内	ソフトボール場	▲	都

※1トイレの記号は、●...年中使用可 ▲...冬季期間閉鎖 ×...無し
 ※2問合せの記号は、都...都市計画課、ス...スポーツ振興課、市...市民課
 注(『32.長木川河川緑地』のトイレは、管理棟のみ年中使用可能です)

管理棟休憩室の利用について

「32.長木川河川緑地」「34.二ツ山総合公園」でスポーツ、散策などを楽しんだ後は、管理棟休憩室でゆっくり休むことができます。この休憩室は、町内会や各種団地等が占用で使用している場合を除き、公園利用者が一時的な休憩、休息に利用する場合は無料で利用できます。占用で使用する場合是有料となりますので問い合わせ先へ使用許可申請してください。

公園管理棟休憩室使用料

1時間につき210円 ※燃料費および暖房費は実費負担。

犬都記念公園(ドッグラン)の利用について

「35.犬都記念公園」のドッグランを利用する場合は、使用許可が必要です。次の場所で申請手続きを行ってください。

申請場所 都市計画課、市民課、釈迦内公民館

使用料 犬1頭につき1シーズン(4~10月) 2,000円

犬1頭につき1カ月 500円

※1日だけの利用も500円です。

順守事項

- ・1年以内に狂犬病予防ワクチンを接種していること。
- ・発情期間中のメス犬の入場は禁止する。
- ・雨天時は利用不可。

お問い合わせ 建設部都市計画課 都市整備係 ☎43-7082

大館スカイパーキングの利用

大町周辺での買い物や通勤・ビジネスなどでの月決め利用に便利です。スカイパーキングは、車を建物の中に収納しますので、次のようなメリットがあります。

- (1)夏場の強い日差し、暴風雨・雪などを避けることができます。
- (2)接触事故の心配がありません。
- (3)車上狙いの犯罪からあなたの車を守ります。

※大町周辺の一部の商店・銀行では、お買い上げやご利用の際、スカイパーキングの無料駐車券を差し上げています。

利用時間

24時間駐車しておくことができますが、自動車を出し入れできる時間は午前8時から午後8時までです。

休業日は、1月1日・12月31日です。

駐車料金

区分	駐車時間	金額	備考
普通 駐車料金	午前8時から 午後8時まで	基本料金 最初60分まで100円 加算料金 30分ごとに50円	1回の駐車における 1日の最大駐車料金は 500円

区分	駐車時間	金額	備考
夜間 駐車料金	午後6時から翌日 午前9時まで	500円	・午後8時前に出場したときは普通料金となります。 ・午前9時後に出場した場合、30分ごとに50円加算されます。

定期駐車料金・回数券

区分	利用時間	料金	備考	
定期券	全日	終日	1月につき 7,500円	
	昼間	午前8時から 午後8時まで	1月につき 6,000円	日曜・祝日も利用できます。
回数駐車券		1セット 1,000円	セット内訳 ・60分券セット 60分駐車券-11枚綴り ・30分券セット 30分駐車券-22枚綴り ・混合券セット 60分駐車券-9枚 30分駐車券-4枚 計13枚綴り	

お問い合わせ 大館スカイパーキング ☎43-0089

■ 道路の工事を行うときには承認が必要です

道路工事施行承認とは

道路管理者以外が、車両乗り入れのため歩道の切り下げ工事をするなどの、道路に関する工事を行う場合に、道路管理者の承認を受けることをいいます(道路法第24条)。そして、このような工事を「承認工事」と呼んでいます。

※承認工事に必要な費用は、申請者の負担になります。

承認工事の手続き方法

道路工事施行承認申請書に必要な書類を添えて提出してください。なお、道路構造上さまざまな基準がありますので、申請前にお問い合わせください。

お問い合わせ・相談窓口
建設部土木課 管理係 ☎43-7078

■ ハチ公ベンチを寄付しませんか

大館市ハチ公ベンチ事業

市では、公園整備のひとつとして「ハチ公ベンチ設置事業」を行っています。これは、皆さんに「公園をもっと楽しんで利用していただきたい」「思い出をたくさん作っていただきたい」という思いから創設したものです。

この事業は、市民や企業・団体の皆さんのいろいろな記念日をお祝いして、公園にまつわるエピソード等を添えたメッセージ付きのプレートを取り付けた「ハチ公ベンチ」を寄付していただき、希望する公園に設置させていただくものです。

募集する公園

長根山運動公園、桂城公園、二ツ山総合公園、長根山運動公園、長木川河川緑地、達子森公園、田代スポーツ公園、市内の児童公園ほか

ベンチデザイン

ハチ公ベンチの仕様は、次のとおりとする。

- (1)規格は幅1,550mm、高さ772mm、奥行き619mmであること。
- (2)背もたれおよび座面を有すること。
- (3)公園に調和したデザインおよび色彩を有すること。
- (4)日本公園施設業協会賠償責任保険加入製品であること。
- (5)その他仕様については別途定める。

- 背もたれ式、幅1,550mm、高さ772mm、奥行き619mm
- 座面…合成木材
- ※本製品は、(社)日本公園施設業協会賠償責任保険加入製品です。



プレートデザイン

記念メッセージプレート(以下「プレート」という)の仕様は、次のとおりとする。

- (1)材質はアルミニウム製であること。
- (2)規格は幅145mm、高さ45mm、厚さ1mmとする。
- (3)寄付者名の文字数は20字以内、メッセージは40字以内とする。ただし、市長が公園の景観またはイメージにそぐわないと判断する寄付者名および著作権にかかわるメッセージは記入できないものとする。
- (4)プレートは、ベンチの前方中央最上部に設置してあること。



- メッセージ40文字以内
幅145mm、高さ45mm、寄附者名20文字以内、厚さ1mm
材質…アルミニウム

メッセージの例

1. 桜が満開に咲く頃、桂城公園で出会い、今年で結婚して25年たちました。 大館太郎・花子
2. 秋田県大館ハチ公ラグビークラブ 創設50周年記念
秋田県大館ハチ公ラグビークラブ一団

価格 プレート付きベンチの価格…15万円(消費税込み)
※平成26年改定

ハチ公ベンチの管理

寄付されたハチ公ベンチは市民共有の財産として、皆さんが利用されるベンチとして使わせていただきます。ただし、耐用年数(7年)を過ぎ、老朽化した場合などは、撤去または移設させていただくことがありますのでご了承ください。

寄付申し込みの方法

寄付を希望されるかたは申込用紙に必要な事項を記入のうえ、市役所都市計画課に郵送または直接提出してください。

お問い合わせ 建設部都市計画課 都市整備係 ☎43-7082



水道

■ 水道についての届け出は？

予定日の5日前までに検針票や領収書などで「使用者番号」をお確かめのうえ、お申し込みください。

開始の届け出

引っ越し等で水道の使用を開始するときや、閉栓している水道の使用を再開するとき。

- ・アパート、貸家などは大家さんか、管理している不動産会社に申し込みをお願いしてください。
- ・水道を使用する場所および氏名をお知らせください。
- ・開栓手数料として、525円を納入していただきます。
- ・家の中の蛇口等が開いていると開栓できませんので蛇口、凍り止めを全部きちんと閉めておいてください。

中止の届け出

引っ越し等で水道の使用をやめるときや、長期間水道を使用しないとき。

- ・料金の精算方法や連絡先等を確認します。
- ・家の中の水道は、凍止栓等により管の水抜きをしっかりとください。水が残っていると、冬期間に凍結、破損する場合があります。

名義変更の届け出

使用者または所有者が変わったとき。

- ・住所および現在の使用者名、新しい使用者名をお知らせください。

お問い合わせ 建設部水道課 料金係 ☎42-4117

■ 水道工事や修繕は？

道路等に埋設されている水道管(本管)から分かれて、各家庭へ水を配る水道管を給水管といいます。この給水管とメーターボックス(止水栓・水道メーター・逆流防止弁)、蛇口などの給水用具をまとめて「給水装置」と呼びます。そのうち水道メーターを除いた全てが、お客さま(所有者)の財産となりますので、維持管理および新設・改造・修繕にかかる費用は、全てお客さま(所有者)の負担となります。給水装置は水道水を使うための設備ですから、水道水の汚染や漏水を防ぐために、その構造や材質の基準が水道法に定められています。

そのため、市内における給水装置の新設・改造工事、漏水の修理などは「大館市指定給水装置工事事業者(水道法で定める資格のある者)」でなければ施工することができませんので、次のような給水装置の施工に係るご相談や見積もりの依頼は、大館市指定給水装置工事事業者へ依頼してください。

- ・家屋を新築または改築する場合、水道の配管工事が必要な場合
- ・建物の解体などにより、給水装置を撤去する場合
- ・井戸水から市の水道へ切り替える場合
- ・水回りのリフォームなどにより、水栓(蛇口)の位置や個数を変更する場合

- ・使用水量の状況により、水道メーターの口径を変更する場合
- ・水道管の漏水などを修繕する場合

なお、依頼するときは、工事内容や費用について、事業者から十分な説明を受けてください。工事の契約は、事業者とお客さまの間で行うもので、市ではいっさい関与いたしません。

※大館市指定給水装置工事事業者以外のかたが、大館市内で水道工事(自家水等を除く)を行うことは違法行為となります。違法行為で工事した場合は、給水の停止や工事のやり直し等の対象となりますのでご注意ください。

お問い合わせ 建設部水道課 給水計画係 ☎43-7090

■ 水道料金のお支払い

水道料金は水道メーターの検針結果に基づき計算し、毎月請求します。納付書または口座振替いずれかの方法によりお支払いください。

納付書(納入通知書)によるお支払い

毎月中旬に納付書を発送しますので、大館市内にある次の金融機関の営業店舗または市役所の窓口でお支払いください。

口座振替によるお支払い

お客様の預貯金口座から、毎月24日(金融機関が休日の場合は翌営業日)に水道料金を自動振替します。

お申し込みは、次の金融機関の窓口へ預貯金通帳、印鑑(金融機関取引印)、水栓番号が確認できる書類(検針票、水道料金領収書等)を持参して、口座振替依頼書に必要事項を記入のうえ提出してください。

水道料金のお支払い、口座振替申し込み手続きができる市内金融機関等

金融機関名	納付書による納付	口座振替手続
秋田銀行	○	○
北都陰銀行	○	○
青森銀行	○	○
みちのく銀行	○	○
秋田県信用組合	○	○
東北労働金庫	○	○
あきた北農協	○	○
郵便局	×	○
コンビニエンスストア	○	×
建設部水道課料金係(比内総合支所 2階) 市民部市民課生活相談係 市民サービスセンター(いとく大館ショッピングセンター 1階) 出張所(釈迦内、長木、上川沿、下川沿、二井田、真中、十二所、花岡、矢立) 比内総合支所、田代総合支所	○	×

※納付書による納付は、大館市外にある秋田銀行の営業店舗でもできます。
※納付書による納付は、秋田銀行を除く金融機関の大館市外にある営業店舗ではできません。

※口座振替申し込み手続きは、大館市外にある上記金融機関等の営業店舗でもできます。

お問い合わせ 建設部水道課 料金係 ☎42-4117

■ 水道料金一覽

水道料金は、水道メーターを毎月検針して測定した使用水量を基に計算します。

積雪、泥水などにより検針できなかった場合は、過去の使用水量実績を考慮して算定した推定水量で水道料金を計算し、請求します。翌月以降に検針したときに、推定水量で計算した水道料金を精算します。本市の水道料金は上水道と簡易水道・小規模水道(公営)でそれぞれ異なります。

上水道料金表(1カ月分)

区分	メーター口径	基本料金	使用量料金
専用 (一戸建て住宅など)	13mm	640円	10m ³ まで 1m ³ につき140円
	16mm	1,100円	10m ³ を超え50m ³ まで 1m ³ につき155円
	20mm	1,750円	50m ³ を超える場合 1m ³ につき170円
	25mm	2,900円	50m ³ まで 1m ³ につき155円 50m ³ を超える場合 1m ³ につき170円
	30mm	4,000円	
	40mm	8,900円	
	50mm	13,100円	
	75mm	32,500円	
共用 (共同住宅など)	100mm	54,500円	
	100mm超	管理者が別に定める額	
浴場用 プール用	専用および共用と同じです。		1m ³ につき115円
臨時	専用および共用と同じです。		1m ³ につき190円
私設消火栓			1m ³ につき190円

※消費税および地方消費税を含んでいません。

簡易水道・小規模水道(公営)料金表(1カ月分)

区分	メーター口径	基本料金	使用量料金
専用 (一戸建て住宅など)	13mm	500円	1m ³ につき 100円
	16mm	800円	
	20mm	1,200円	
	25mm	2,300円	
	30mm	3,000円	
	40mm	6,850円	
	50mm	10,500円	
	75mm	26,000円	
共用 (共同住宅など)	75mm超	管理者が別に定める額	
浴場用・プール用	専用および共用と同じです。		1m ³ につき 80円
臨時	専用および共用と同じです。		1m ³ につき 125円
私設消火栓			1m ³ につき 125円

※消費税および地方消費税を含んでいません。

計算例(1カ月分)

専用・共用 口径20mmのメーターで22m³使用した場合

		上水道	簡易水道 小規模水道(公営)
基本料金		1,750円	1,200円
使用量料金	10m ³ まで	140円×10m ³ = 1,400円	100円×22m ³ = 2,200円
	11m ³ から22m ³ まで	155円×12m ³ = 1,860円	
小計		5,010円	3,400円
消費税および地方消費税		400円	272円
合計		5,410円	3,672円

※1円未満切り捨て(消費税率8%)

お問い合わせ 建設部水道課 料金係 ☎42-4117

■ 水道メーターの検針にご協力を

毎月の検針にご協力ください

水道料金を算定するために、毎月検針員が水道メーターの検針に伺います。やむを得ず検針ができない場合は、過去の使用実績から推定して水道料金が請求されますが、毎月検針することにより漏水を発見できることがありますので、ご協力をお願いします。

メーターボックスの上には物を置かないでください。

メーターボックスの中に水や泥が入らないようにしてください。犬は出入口や水道メーターから離れた場所につないでください。

メーターボックス周辺の除雪をお願いします

冬季間中は凍結による漏水の危険性が高くなりますが、漏水の発見が遅れると多額の水道料金が請求される可能性があります。毎月検針ができるようにメーターボックスの周辺を除雪していただきますようお願いします。

お問い合わせ 建設部水道課 料金係 ☎42-4117

■ 水漏れの発見のしかたは？

水道の使用量がいつもの月に比べて増えたときは、配管から水が漏れている可能性があります。

水漏れは、水道水が無駄になるだけでなく、料金にも影響しますので、定期的に点検を行うように心掛けましょう。

水道メーターによる水漏れの発見方法

1. 全ての蛇口を閉めて、水道を使っていない状態にします。
2. 水道メーターの中央付近にあるパイロット(銀色の羽根車)の動きを確認します。
3. もしパイロットが少しでも回転していれば、どこかで水漏れしている可能性があります。このような場合は、大館市指定給水装置工事事業者へ修理を依頼してください。

お問い合わせ 建設部水道課 給水計画係 ☎43-7090



まちづくり

■ 冬期の水道管凍結にご注意を!!

凍結を防ぐ方法は

(屋内) 凍結防止には、水抜栓による水道管の水抜きが効果的ですが、開閉が不完全だと凍結の原因になりますので、開閉は確実に行ってください。また、温水器や湯沸かし器・ボイラーなど各機具の水抜きは、それぞれの取扱説明書をご覧ください。なお、アパートや貸家などにお住まいで、水抜栓の場所・操作方法がわからない場合は、管理人や所有者へお問い合わせください。

(屋外) 水道管がむき出しになっている箇所には、布や発泡スチロールなどを巻いて保温し、ぬれないようにその上からビニールなどで覆うなどして対策してください。また、屋外の水道管は、屋根からの落雪等による破損にも注意が必要です。メーターボックスは、発泡スチロール等を細かく砕いて、ぬれないようにビニール袋に入れ、メーターを覆うように詰めるなどして防寒してください。

凍結してしまったら…

凍結してしまったときは、水道管などの凍った部分にタオルなどを巻きつけ、ぬるま湯をゆっくりかけて溶かしましょう。急に熱湯をかけたりすると、水道管がひび割れたり破裂することがありますので、ご注意ください。

破裂してしまったら…

破裂した水道管の水抜栓を閉めて、大館市指定給水装置工事業者に修理を依頼してください。なお、アパートや貸家等にお住まいの場合は、管理人や所有者に連絡のうえ、依頼してください。

破損等により流れ出た水は使用水量とみなされ、お客さまの負担となりますので、ご注意ください。また、水道メーターが破損したときは、市役所水道課へご連絡ください。

お問い合わせ 建設部水道課 給水計画係 ☎43-7090

■ 悪質な訪問業者にご注意を!!

水道関係者を装った悪質な訪問業者にはご注意ください。「水道課から依頼されて漏水調査に来ました」「水洗トイレの調子はどうですか?」などと言葉巧みに上がり込み、壊れていない器具を壊れているように言って取り替えたり、漏水修理の工事費として、実際は施工していないのに不当に高い料金を請求されたりする事例があります。このような不審な訪問を受けた場合は、きっぱりと断りましょう。

市では、訪問修繕・水質調査・浄水器や蛇口等の販売・取り付け等は行っていません。また、水道メーターの交換代金をいただくこともありません。(水道メーターは計量法に基づき、8年ごとに無料で交換しています)

お問い合わせ 建設部水道課 給水計画係 ☎43-7090

■ 道路などでの水漏れを発見したときは?

道路や止水栓などからの水漏れを発見したときは、速やかに市役所水道課へご連絡ください。

お問い合わせ 建設部水道課 管路維持係 ☎43-7140

下水道

■ 下水道事業受益者負担金(分担金)

公共下水道が整備されることによって生活排水の処理が便利になり、さらにトイレの水洗化ができるなど、土地の利用価値が向上し、さまざまな利益が生じます。しかし、下水道が整備されるのは市内の一部ですので、その建設費を税金だけで賄おうとすると、下水道が整備されない区域の人々との間に負担の不公平が生じます。そこで、下水道を建設することによって利益を受ける皆さんに、利益の一部を建設費に還元していただくのが、「受益者負担金(分担金)制度」です。

毎月かかる下水道使用料とは異なり、負担金(分担金)の賦課は一度限りです。

※田代地域の下水道は、法律により分担金と読み替えます。

受益者(負担金[分担金]を納める人)とは

下水道が整備された区域内の土地所有者に賦課されますが、その土地に地上権、質権、使用貸借、賃貸借などによる権利(一時使用のために設定された権利は除きます)の目的となっている土地については、その権利者が受益者となり、負担金(分担金)を納めていただくこととなります。

【例】

- ・土地所有者本人が、その土地に自分の家を持って住んでいる場合
→土地所有者に納めていただきます。
- ・借地の上に自分の家を建てて住んでいる場合
→建物所有者に納めていただきます。
- ・建物はないが借地として土地を使用する場合
→土地使用者に納めていただきます。

負担金(分担金)の額は

下水道の整備区域内に所有する土地の面積に、1㎡当たり次の額を乗じて得た額です。(10円未満の端数は切り捨て)
大館地域 420円、比内地域 390円、田代地域 350円

負担金(分担金)の納付方法と納期

分割納付

金額を20回に分割し、年4回の納付で5年間で完納となります。

一括納付

負担金(分担金)をまとめて納付することができます。その場合は、納付する期数や時期に応じて1~5%の一括納付報奨金がつきます。ただし、納付条件により報奨金がつかない場合もあります。

納付場所

次のいずれかで納付できます。

- ・大館市内に所在する各金融機関(郵便局を除く)
- ・秋田銀行本店および全ての支店
- ・市役所本庁舎(市民課7番窓口)
- ・田代総合支所(市民生活係窓口)
- ・各出張所
- ・市民サービスセンター(いとく大館ショッピングセンター1階)
- ・建設部下水道課(比内総合支所2階)

口座振替

口座振替による納付をご希望のかたは、預金通帳、通帳使用の印鑑を持って市内各金融機関の窓口でお申し込みください。

受益者負担金(分担金)納付までの手続きについて

受益者、地積等は申告制になっています。毎年4月に、その年度に新しく下水道が供用開始された区域に土地を所有しているかたに、「受益者申告書」を郵送しますので、4月末日までに申告(持参または郵送)してください。

申告をもとに、5月中旬に「受益者負担金(分担金)決定通知書」をお送りします。(決定した受益者名・土地・賦課面積・金額が記載されています)

その後、6月初めに「受益者負担金(分担金)納付通知書」をお送りします。これによって、6月30日までに第1期分を納めていただくことになります。

受益者の変更について

負担金(分担金)を分割納付している途中で土地を売却したり、借地人に変更があった場合は「下水道事業受益者変更届」を提出してください。

また、移転などにより受益者の住所が変更になった場合は「下水道事業受益者住所等変更申告書」を提出してください。

負担金(分担金)の減免について

国・地方公共団体の使用地(予定地)、学校用地、神社の境内地、墓地、自治会用地、鉄道の線路敷、公道に準ずる私道、その他生活保護世帯などは、負担金(分担金)の減免の対象となります。減免を受ける場合は「下水道事業受益者負担金(分担金)減免申請書」を提出していただきます。

負担金(分担金)の徴収猶予について

災害を受けたとき、盗難にあったとき、その他事故が生じたとき、また、農地・係争地等は徴収猶予の対象となります。徴収猶予を受ける場合は「下水道事業受益者負担金(分担金)徴収猶予申請書」を提出していただきます。

お問い合わせ 建設部下水道課 負担金係 ☎43-7086

■ 下水道使用料

下水道使用料について

排水設備工事終了後に下水道(公共下水道、農業集落排水)の使用を開始すると、下水道に流した汚水の量に応じて、下水道使用料を毎月納めていただきます。

汚水量の決め方

下水道使用料算定の基となる汚水量の決め方は、水道の使用状態、井戸などのメーター設置の有無により異なります。

使用料一覧表

種別	基本使用料 (10mまで)	従量使用料(1mにつき)			
		10mを 超え 20mまで の分	20mを 超え 50mまで の分	50mを 超え 100mまで の分	100mを 超える分
一般	1,400円	150円	160円	190円	210円
公衆浴場	1,400円	95円			

※消費税および地方消費税を含んでいません。

使用料の納入方法

市の水道を使用しているかた

水道料金とあわせて請求します。詳しくは62ページ「水道料金のお支払い」をご覧ください。

市の水道を使用していないかた

下水道使用料のみご請求をします。

お問い合わせ 建設部水道課 料金係 ☎42-4117

■ 下水道使用料に関する届け出

自家水を使用しているかたで、公共下水道の使用状態に次のような変更がある場合は、使用料の算定に関係がありますので、市役所水道課料金係に届け出をお願いします。引っ越し、出生、死亡などに伴う変更も、市民課への届け出とは別に届け出が必要です。

下水道使用の開始、中止等→公共下水道使用開始等届

※引っ越しなどで下水道の使用を休止される場合も、届け出をいただくまでは使用料がかかりますので、速やかに届け出をお願いします。

下水道使用者の変更→公共下水道使用変更届

※家屋の相続などにより下水道使用者に変更がある場合も、届け出が必要です。

下水道使用人数の変更→公共下水道使用変更届

※メーターを設置していない自家水(井戸水など)を使用されている世帯は、使用料の算定に使用人数を用いますので、速やかに届け出をお願いします。

※自家水を使用していない世帯またはメーターを設置している自家水を使用している世帯は、届け出の必要はありません。





下水道使用水の変更→公共下水道使用変更届

※水道水と自家水を併用されている世帯と水道水のみを使用されている世帯では、使用料の算定が異なりますので、速やかに届け出をお願いします。

お問い合わせ 建設部水道課 料金係 ☎42-4117

■ 浄化槽設置費用を一部補助します

市では、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止し生活環境の保全を図るため、浄化槽を設置するかたに対し、その浄化槽の大きさに応じて設置費用の一部を補助します。予算に限りがありますので、工事の計画がありましたらお早めにご相談ください。

対象区域

公共下水道事業計画区域と、農業集落排水事業の事業採択地区を除いた市内全域。(下水道計画区域でも、長木川沿いの一部は対象)補助金制度は単年度ごとに区切れ、年度によって補助金対象区域が変更になる場合がありますので、申請前にお問い合わせください。

お問い合わせ 建設部下水道課 生活排水係 ☎43-7089

■ 排水設備工事はお早めに

公共下水道が整備された区域内では、処理開始の告示がされてから速やかに排水設備工事を行い、台所や風呂場からの生活排水を公共下水道に排出しなければならないことが下水道法で定められています。また、くみ取りトイレから水洗トイレに改造する工事は、公共下水道の供用開始の公示の日から3年以内に実施しなければならないことが下水道法で定められています。

河川や海などの汚染を防止し、快適な生活環境を実現するため、排水設備工事の早期実施にご協力をお願いします。

工事は市の指定店へ

排水設備(水洗化)工事は、一定の技術水準で正しく行われないと、詰まるなど故障の原因となり、公共下水道の機能に悪影響を与えることとなります。このため、工事に必要な専門的な知識と技術を持っている「大館市排水設備工事指定店」へ工事を依頼してください。指定店以外で工事をすると、工事のやり直しをしていただくこととなります。

なお、工事をするためには、市へ書類を提出するなど、所定の手続きが必要です。指定店へお気軽にご相談ください。

お問い合わせ 建設部下水道課 維持係 ☎43-7095



■ 水洗化資金の融資をあっせんします

市では融資あっせん制度を設け、トイレの水洗化工事をされるかたの経済的負担を軽減し、水洗化率の向上に努めています。融資あっせん制度とは、公共下水道の供用開始区域内で水洗化工事を行うとき、必要となる資金の融資を市から金融機関にあっせんするものです。市があっせんして融資された資金の利子は、市が負担します。

融資あっせんの条件

対象工事

- ・公共下水道の供用開始区域内で、くみ取りトイレを水洗化トイレに改造する工事
- ・し尿を処理する浄化槽を廃止し、排水管を公共下水道に接続する工事
- ・上記工事と同時に他の排水設備工事

対象者

次の条件を全て満たすかたが対象になります。

- ・処理開始の告示の日から3年以内に工事を行うこと
- ・市税および下水道事業受益者負担金(分担金)を滞納していないこと
- ・個人であること(官公庁・会社・その他法人等は対象になりません)

融資あっせんの内容

融資限度額

1戸につき80万円以内

ただし、1戸の建物に、水洗化するくみ取りトイレが2カ所以上ある場合、1戸につき総額150万円以内

利子 無利子(市が利子を負担します)

償還期間 60カ月以内

償還方法 毎月元金均等償還

連帯保証人

融資額が80万円までの場合、1人(家族でも可能)

融資額が80万円を超える場合、2人(うち1人は家族でも可能)

申請の手続き

水洗化工事に着手する前に、申請書と添付書類を市役所下水道課へ提出してください。申請者本人に代わり、工事業者(排水設備工事指定店)に提出していただくこともできます。水洗化工事に着手すると、申請を受け付けることができなくなります。工事業者に申請することを伝え、行き違いのないように注意してください。

その他 金融機関による審査の結果、融資を受けられない場合があります。

お問い合わせ 建設部下水道課 維持係 ☎43-7095